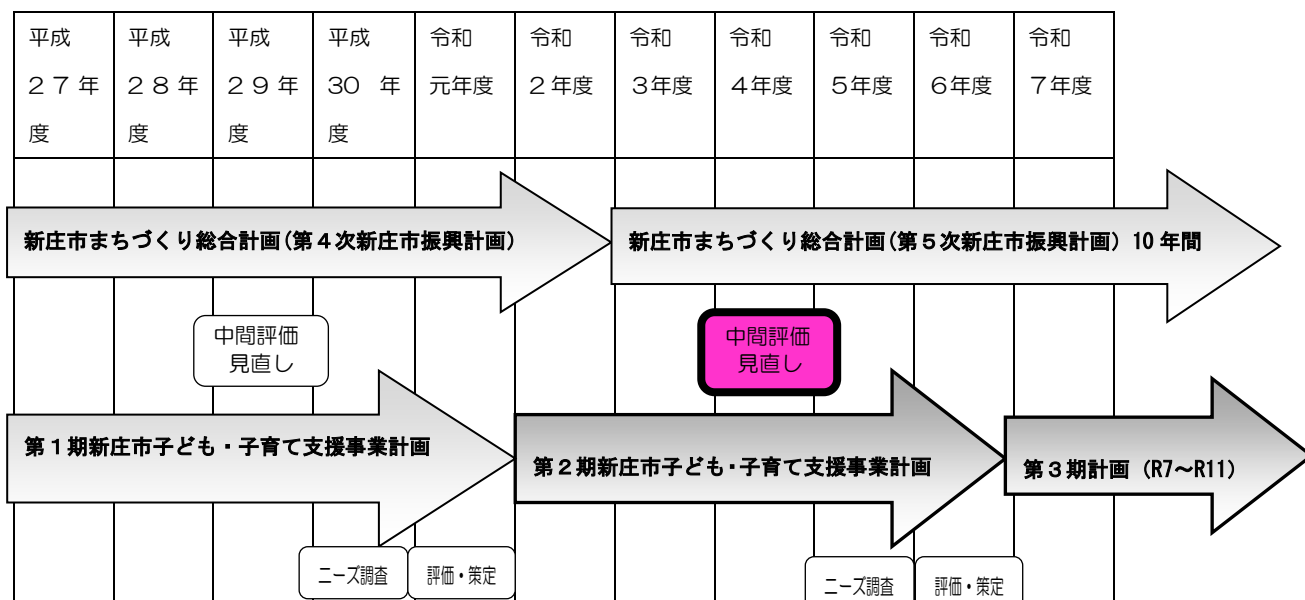


(2) 第3期新庄市子ども・子育て支援事業計画(令和7～11年度)について

1. 第2期 新庄市子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」です。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策を推進する施策を含めるものとします。

本計画は、すべての子育て世帯を対象として、前回計画のこれまでの取り組みの継続性を保ち、「新庄市まちづくり総合計画(第4次新庄市振興計画)」を基本に据え、関連する個別計画との整合を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定め策定しています。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間に計画期間とし、社会情勢の変化や本市の実情、保育ニーズの変化等に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行うことから、令和4年度に中間見直しを実施し、改訂版を策定しています。



2. こども家庭庁・市町村こども計画について

令和4年6月に「こども家庭庁設置法」「こども基本法」「こども家庭庁の設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5年4月1日より施行されました。

(1) こども家庭庁(こども家庭庁設置法第3条第1項)について

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務としています。

(2) こども基本法について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心

身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

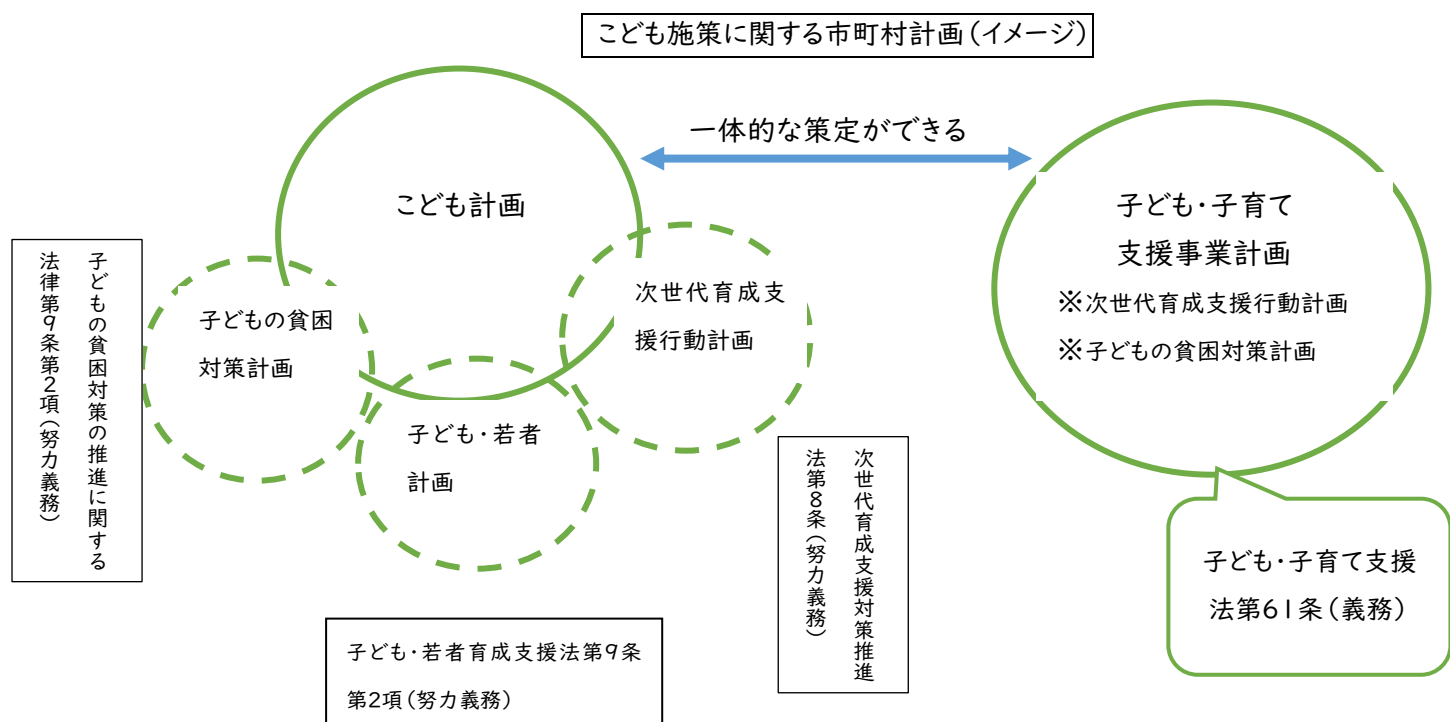
(3) こども大綱(こども基本法第9条)について

国は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(こども大綱)を定めなければならない。「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が、こども大綱に一元化され、策定期間は、令和5年度中となります。

(4) 都道府県こども計画、市町村こども計画(こども基本法第10条)

都道府県は「こども大綱」を勧案し、「都道府県こども計画」を、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勧案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

◇都道府県・市町村こども計画は、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができるとされています。



3. 第3期 計画について

次期計画については、上記のとおり「こども計画」として策定する場合には、「子ども・子育て支援事業計画」との一体的な策定も可能となることから、本市としても、令和7年度からは後継計画を「新庄市こども計画」としての策定を検討いたします。「新庄市こども計画」となる場合は、「第3期新庄市子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「新庄市子どもの貧困対策計画」、「新庄市子ども・若者計画」を併せもつ計画となります。

◆「市こども計画」を策定するにあたっては、こども施策の対象となるこども等への意見を反映させるための調査等を実施する必要があります。(法第11条)。アンケートやパブリックコメント、委員へ

のこどもや若者の参画等について、委員の皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。

4. 第3期 計画策定に向けたニーズ調査の実施について

(1) 目的

次期計画の策定にあたり、本市における子育ての状況や就学前教育・保育・地域の子育て支援事業の利用希望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、現行計画の検証を行うとともに、ニーズを把握するアンケート方式による調査を実施します。また、調査結果等から得られたデータの集計分析を行い、計画策定に必要な現状課題の把握とともに各事業のニーズ推計を行い、それらを取りまとめたニーズ調査報告書を作成します。

(2) 調査の概要

(1) 調査内容

- ①保育・幼児教育に関する項目
(保護者の就労状況、教育、保育のニーズ量の把握)
- ②地域子ども・子育て支援事業のニーズ量把握に係る項目
(病児保育事業や一時預かり事業など各種事業のニーズ量の把握)
- ③その他子ども・子育て支援等に関する項目

(3) 調査期間

令和5年12月6日～令和5年12月25日までを予定

(4) 調査対象者数

- ①就学前児童の保護者 1000名
- ②小学生の保護者 1000名 合計 2000名

※標本については、住民基本台帳から無作為抽出を行ったものとする。

(5) 調査票

ニーズ調査票は、国から調査の基本指針が示されており、必ず質問しなければならない調査項目や調査の方向性が定められています。この基本指針をもとに市独自の設問を加えて、現在の課題や社会的変化などを踏まえて設計します。調査票は、国の方針や新庄市子ども・子育て会議の協議により決定します。

(6) 調査方法

郵送による調査票の配布及び回収。(回収率の見込みは60%)